明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通四九）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分、企業年金基金変更関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一九
会社その他
会社決算公告　一九

省令

○国土交通省令第四十九号

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二日

国土交通大臣　石井　啓一